

1. 港湾法第五十一条第一項に規定する港湾環境整備計画の認定申請者

株式会社ピーエイ 代表取締役 加藤 博敏

2. 港湾法第五十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要

(1) 第一号関係（貸付けを受けようとする緑地等の区域）

新潟市中央区万代3丁目2526番22（地番の全部）、2526番6（地番の一部）

面積：全体7,560.23㎡のうち事業対象5,381.23㎡

(2) 第二号関係（緑地等の貸付けを受けようとする期間）

事業開始の予定期日 令和7年8月15日

事業終了の予定期日 令和37年3月31日

(3) 第三号関係（第一号の区域において整備する飲食店、売店その他の施設であって、当該施設から生ずる利益の一部を次号に規定する港湾施設の整備に要する費用の全部又は一部に充てることができるものと認められるものに関する事項）

- 万代テラスにおいて、①バーベキュー施設、②サウナ施設、③テナント施設（令和8月4月供用予定分）、④テナント施設（令和10年1月供用予定分）、⑤周遊船・遊漁船ポートを整備する。
- 新潟特有の文化、景観、食そして人々の温かさを反映した事業を展開し、新潟らしさを全体に感じられる空間を創出する。
- ①～③、⑤ 工事着手 令和7年8月（予定）
工事完了 令和8年3月（予定）
供用予定日 令和8年4月（予定）
- ④ 工事着手 令和9年7月（予定）
工事完了 令和9年12月（予定）
供用予定日 令和10年1月（予定）

(4) 第四号関係（第一号の区域において整備する休憩所、案内施設その他の港湾の環境の向上に資する港湾施設に関する事項）

- 信濃川の川辺に子どもたちのプレイフィールドとして、水場と砂場を整備するとともに、花壇やベンチ等の休憩スペースを整備し、快適な環境を維持するための維持管理・修繕を行う。

(5) 第五号関係（第三号及び第四号に掲げるもののほか、第一号の区域において行う緑地等の維持その他の港湾の環境の整備に関する事業に関する事項）

- 万代テラス内を毎日清掃・巡回し、歩道や植栽の異常発見に努め、必要に応じた修繕を行うとともに、樹木剪定・整枝を年1回以上、除草・草刈を年3回行う。

意見書の提出方法

1. 意見書の書式について

書式に定めはありません。

必要事項：住所、氏名、昼間の連絡先、港湾環境整備計画の名称、利害関係の内容

2. 意見書提出期間

令和7年7月25日（金）から令和7年8月7日（木）まで

※郵送で意見書を提出する場合は、8月7日（木）必着のこと。

3. 意見書の提出方法

郵送、持参、ファックス、電子メールでの提出が可能です。

【送付の場合】

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾振興課あて

※封筒表に「意見書在中」と朱書きしてください。

【持参の場合】

新潟県交通政策局港湾振興課（新潟市中央区新光町4番地1 県庁8階）

※令和7年7月25日（金）から令和7年8月7日（木）まで

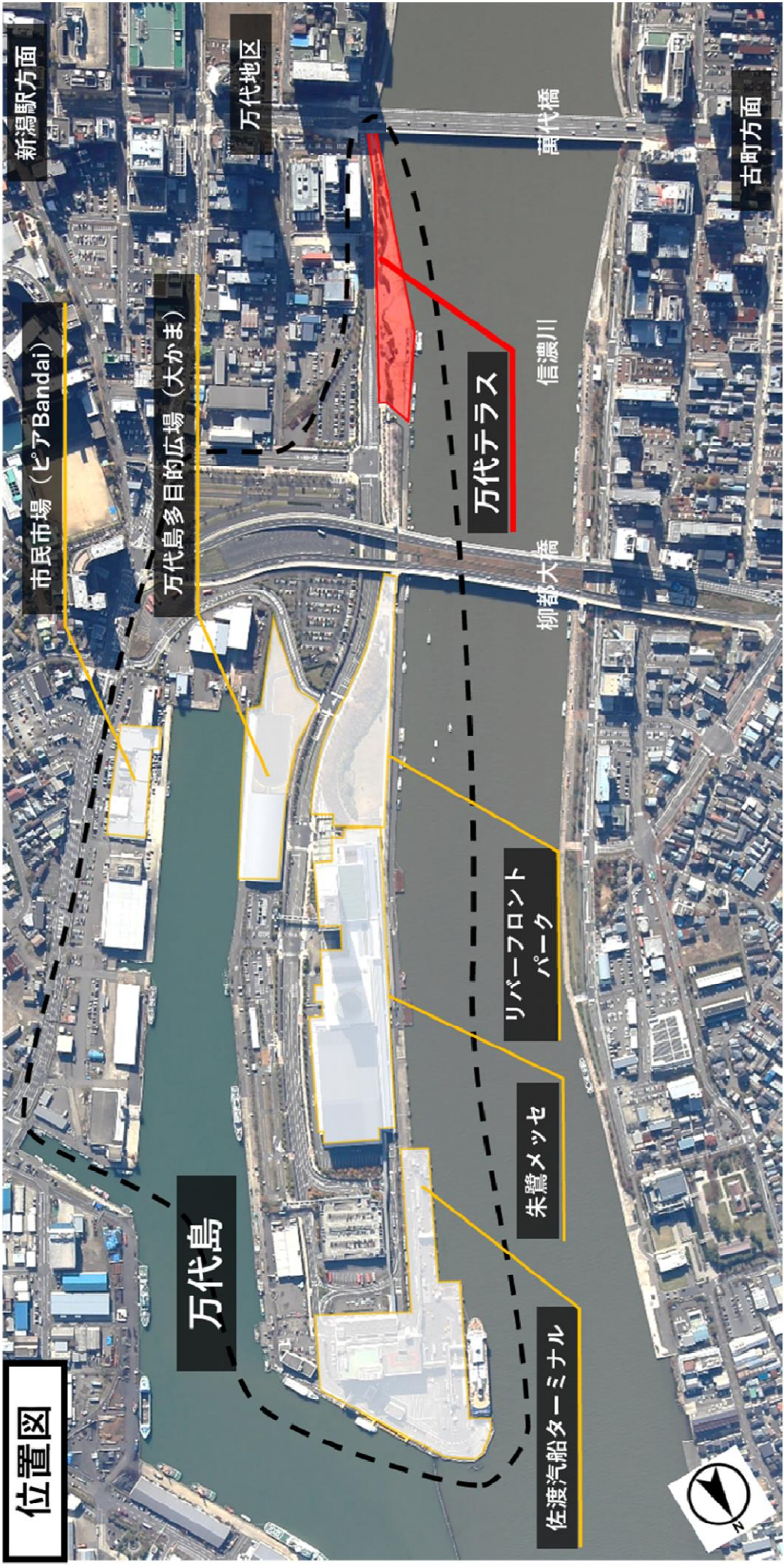
8時30分から17時15分まで（閉庁日を除く）

【ファックスの場合】

ファックス番号：025-280-5089

【電子メールの場合】

メールアドレス：ngt170010@pref.niigata.lg.jp



位置図

新潟駅方面

市民市場 (ピアBandai)

万代島多目的広場 (大かま)

万代地区

万代島

万代テラス

万代橋

信濃川

柳都大橋

古町方面

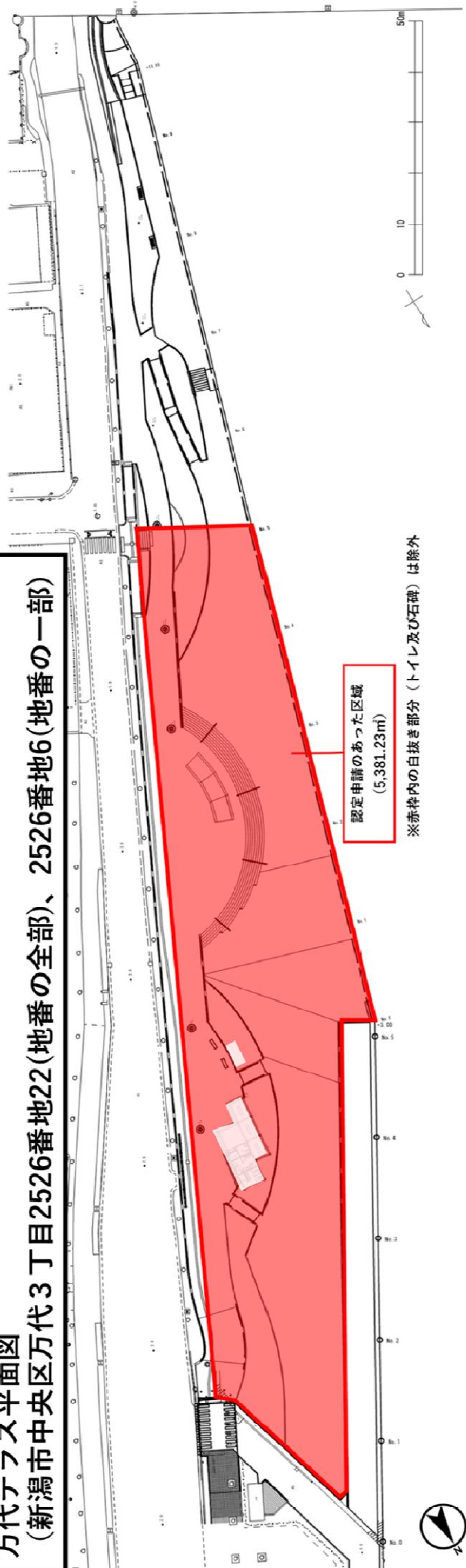
リバーフロント
パーク

朱鷺メッセ

佐渡汽船ターミナル



万代テラス平面図
(新潟市中央区万代3丁目2526番地22(地番の全部)、2526番地6(地番の一部))



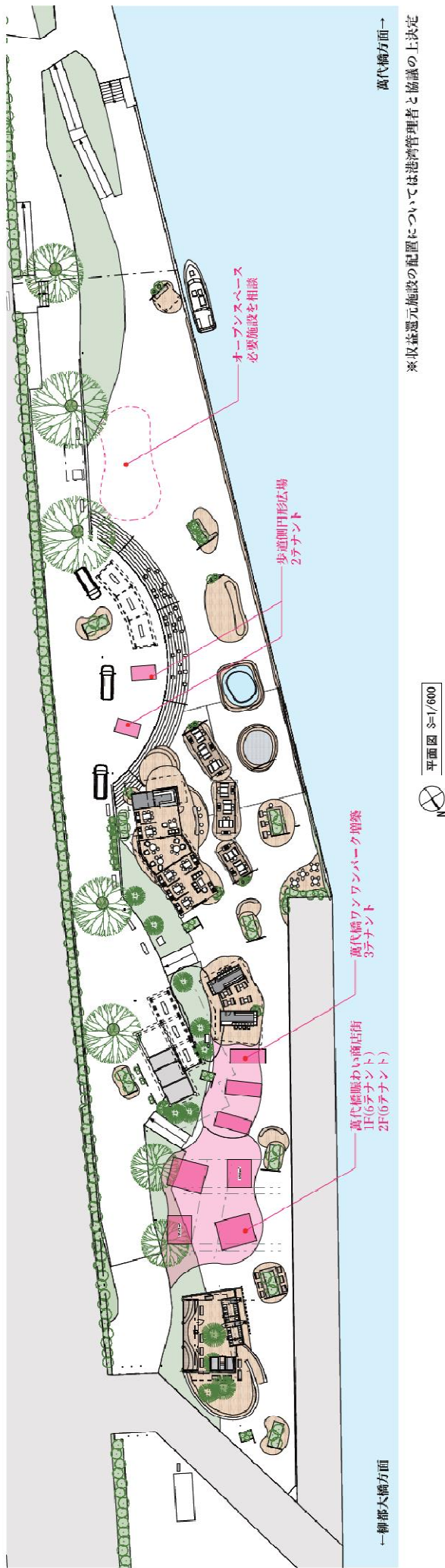
■ 令和 8 年～



→ 柳都大橋方面

→ 萬代橋方面

■ 令和 10 年～



→ 柳都大橋方面

→ 萬代橋方面

※収益還元施設の配置については港湾管理者と協議の上決定